

コメ生産者集団訴訟
和解は合意に至らず

地裁鶴岡、協議打ち切り

遊佐町などのコメ生産者がJA庄内みどり(酒田市)に対し、未払い分のコメ販売代金を求めた集団訴訟の弁論準備手続きが21日、地裁鶴岡支部であった。和解協議が進められてきたが、原告と被告双方で合意に至

らず、協議を打ち切った。今後は判決を求めるため、主張を整理する。

双方の代理人によると、

昨年2月に裁判所が和解案を示した後、原告と被告がそれぞれの和解案も示した。この日は原告側が「全組合員に未払い分を返還すべきだ」と主張。被告の和解案には応じることができないとして、和解協議は決

裂した。

訴状によると、同JAのコメの委託販売で、不適切な方法で積算され、本来は受け取れるはずの代金が支払われていないとしている。提訴は2016年で現在の原告団は137人。